

お知らせ

国民健康保険被保険者(70歳から74歳まで)の自己負担割合の見直しについて

70歳から74歳までの方の医療機関等での自己負担割合は特例措置によりこれまで1割とされていましたが、平成26年度からこの特例措置が見直されることになりました。

(ただし、現役並み所得世帯の方は3割で変更ありません)

○平成26年4月2日以降に70歳の誕生日を迎える方(誕生日が昭和19年4月2日以降の方)

70歳の誕生月の翌月(ただし、1日が誕生日の方はその月)からの自己負担割合が2割になります。

例：平成26年4月2日から5月1日までに70歳の誕生日を迎える方は、5月診療分から2割になります。

○平成26年4月1日までに70歳の誕生日を迎えた方(誕生日が昭和19年4月1日以前の方)

平成26年4月以降も自己負担割合は1割に据え置かれます。

- 問 本庁** 医療保険課医療保険G ☎52-1111内線165
- 山支** 市民福祉課福祉健康G ☎57-2121(代表)
- 美支** 市民福祉課福祉健康G ☎58-2111(代表)
- 緒支** 市民福祉課福祉健康G ☎56-2111(代表)
- 御支** 市民福祉課福祉健康G ☎55-2111(代表)

ツイッターによる情報発信を始めました

市では、市の取り組みやイベント、観光情報などを発信するため、ツイッター(twitter)を始めました。

現在は、試験運用中ですが、観光やイベント情報、市政情報などを発信していきますので、ぜひご覧ください。

○常陸大宮市公式アカウント @hitachiomiya_ https://twitter.com/hitachiomiya_

バーコードリーダーの機能がある携帯電話またはスマートフォンをお持ちの方は、右のQRコードを読み取るとアクセスすることができます。



問 本庁 秘書広聴課秘書広聴・広報G ☎52-1111 内線307・312

就学援助制度について

【就学援助費】

経済的理由により、就学が困難な児童または生徒の保護者の方に対し、市がその必要な費用を援助する制度です。

○該当する方

市内の小学校または中学校に在籍している児童生徒の保護者で、生活保護法による保護を受けている方またはそれに準ずる程度に困窮していると教育委員会が認めた方

※すべての父子・母子家庭への支援制度ではありません。

○援助する項目

学用品費、通学用品費、校外活動費、修学旅行費、学校給食費、医療費、PTA会費、児童生徒会費、クラブ活動費等

※限度額があります。

○申込方法

お子さんの在籍先学校へご相談のうえ、申請してください。

【特別支援教育就学奨励費】

特別支援学級等に在籍する児童生徒の保護者の経済的負担を軽減するため、その負担能力の程度に応じて、市がその必要な費用の一部を援助する制度です。

○該当する方

市内の小学校または中学校の特別支援学級等に在籍している児童生徒の保護者の方。ただし、就学援助費を申請する方は、該当になりません。

※所得要件があります。

○援助する項目

学用品費、校外活動費、修学旅行費、学校給食費等

※限度額があります。

○申込方法

お子さんの在籍先学校へご相談のうえ、申請してください。

問 教委 学校教育課学務G

☎52-1111 内線334 FAX 53-6502

水道水の測定結果について

常陸大宮市の水道水を2月・3月に検査した結果、市内全域においてヨウ素131、セシウム134、137は検出されませんでした。

問 水道課 ☎52-0427

(記号の見方)

問：問い合わせ **申込**：申し込み先 **本庁**：常陸大宮市役所 **山支**：山方総合支所 **美支**：美和総合支所 **緒支**：緒川総合支所 **御支**：御前山総合支所 **教委**：市教育委員会 **教山**：山方事務所 **教美**：美和事務所 **教緒**：緒川事務所 **教御**：御前山事務所 **かがやき**：総合保健福祉センター(かがやき) **社協**：社会福祉協議会 **G**：グループ